別表第8 化学的酸素要求量の規制基準を定める係数 (汚水処理施設等を設置する湖沼特定事業場に適用)

施設		C(上乗せ基準) (mg/L)	d
地方公共団体が設置する汚水処理施設		10	1.0
		30	1.0
地方公共団体が設置する浄化槽	建設省告示(注1)第6に定める方式	10	1.0
		60	0.50
		90	0.33
	建設省告示(注1)第7、第9、第10及び第11に定める方式	10	1.0
		60	0.25
		90	0.17
	建設省告示(注1)第8に定める方式	10	1.0
		60	0.17
		90	0.11
農業集落排水施設		10	1.0

- (注1) し尿浄化槽及び合併浄化槽の構造方法を定める件(昭和55年建設省告示第1292号)。
- (注2) 地方公共団体が設置する浄化槽のうち、建設省告示に定める方式に該当しないものにあっては、当該浄化槽における化学的酸素要求量の処理性能の値を当該浄化槽に適用される上乗せ基準の値で除して得た値(その値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとし、その値が 1.0 を超えるときは 1.0 とする。)を当該浄化槽に係る d 値とする。
- (注3) 農業集落排水施設の化学的酸素要求量の処理性能の値が 10mg/L 未満の場合には規定にかかわらず、当該値を当該施設に適用される上乗せ基準の値で除して得た値(その値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。) を当該施設に係るd値とする。